



答 申 第 5 8 6 号
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 24 日付け神保健地医第 504 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 神戸市内各地域における高齢者の在宅医療の状況を分析し、今後の地域の実情に応じた施策展開を検討するために、後期高齢者医療レセプトデータを収集することは、市民が住み慣れた地域で暮らし続けることに寄与するもので、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・保険者番号
- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・性別
- ・郵便番号
- ・年齢（生年月日）
- ・診療年月
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号
- ◎診療行為コード
- ◎診療行為名称
 - ・診療行為点数
- ◎傷病名コード
- ◎傷病名
 - ・算定回数
 - ・レセプト全国共通キー